

広島県選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があつた。

令和七年十月九日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	国家公務員等共済組合連合会 広島記念病院	広島市中区本川町一丁目4番3号	名称	国家公務員共済組合連合会 広島記念病院
病院	国家公務員等共済組合連合会 吉島病院	広島市中区吉島東三丁目2番33号	名称	国家公務員共済組合連合会 吉島病院